

## 産業廃棄物処理業・処理施設の許可取消処分情報

| 被処分者の氏名又は名称      | 許可の種類      | 処分年月日      | 処分理由                                                                                                               |
|------------------|------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社ヤマダエコソリューション | 産業廃棄物収集運搬業 | 令和2年11月20日 | 被処分者の破産により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ(欠格要件)に該当するに至ったため。                                           |
| 藤本 一男            | 産業廃棄物収集運搬業 | 令和3年4月9日   | 被処分者が、刑法第204条違反により罰金刑に処せられたことから、法第14条第5項第2号イにおいて規定する法第7条第5項第4号ニ(欠格要件)に該当するに至ったため。                                  |
| 藤良株式会社           | 産業廃棄物収集運搬業 | 令和3年12月8日  | 被処分者の株主が、刑法第222条違反により罰金刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過していないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号ニに規定する法第7条第5項第4号ニ(欠格要件)に該当したため。 |
| 有限会社住友塗装         | 産業廃棄物収集運搬業 | 令和4年2月22日  | 被処分者は、香川県知事から法第14条の3の2第1項第4号の規定により、産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を受けたことから、法第14条第5項第2号ニに規定する法第7条第5項第4号ホ(欠格要件)に該当するため。            |
| 秋田 啓樹            | 産業廃棄物収集運搬業 | 令和4年6月21日  | 被処分者は、令和4年3月25日に懲役刑を科され、令和4年4月9日に刑が確定したことから、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため。                                   |
| 株式会社徳総           | 産業廃棄物収集運搬業 | 令和5年12月5日  | 被処分者の役員が懲役刑を科され刑が確定したことから、法第14条第5項第2号ニに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため。                                                     |
| 湊海運株式会社          | 産業廃棄物収集運搬業 | 令和6年8月9日   | 被処分者である法人が罰金刑を科され刑が確定したことから、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当するため。                                                   |
| 株式会社谷川組          | 産業廃棄物収集運搬業 | 令和7年1月31日  | 被処分者の代表取締役が罰金刑を科され刑が確定したことから、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当するため。                                                  |
| 株式会社長谷部工業        | 産業廃棄物収集運搬業 | 令和7年10月3日  | 被処分者の代表取締役が懲役刑を科されて刑が確定したことから、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため。                                                 |